



佐賀県公報

平成17年
2月1日
(火曜日)
号 外

目次

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

○平成十七年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度

(三二・森林整備課) 一

○ 告 示

●佐賀県告示第三十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十七年二月一日

佐賀県知事 古川 康

| 区域の名称 | 同上に含まれる森林 | 皆伐面積の限度 (ヘクタール) |
|-------|----------------------------------|--------------------|
| 筑後川 | 鳥栖市、神埼郡(三瀬村を除く。)及び三養基郡の一円 | 三三三 五七 |
| 川上川 | 佐賀市、佐賀郡、神埼郡三瀬村並びに小城郡小城町及び三日月町の一円 | 五四五 八五 |
| 佐賀北部 | 唐津市及び東松浦郡の一円 | 四一一 二四 |
| 六角川 | 多久市、武雄市、小城郡牛津町及び杵島郡の一円 | 二七〇 二二 |

| | | | | |
|--|-------------|---------------|-----|----|
| | 佐賀南部 | 有田川 | 二五一 | 三三 |
| | 鹿島市及び藤津郡の一円 | 伊万里市及び西松浦郡の一円 | 三七三 | 九八 |

購読料 一か年二八八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年二月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)